

亀岡市指令環推第41号

許 可 証

住 所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

名 称 安田産業株式会社

代 表 者 代表取締役 安 田 奉 春

令和元年6月17日付け申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和元年6月28日

亀岡市長 桂川 孝 裕



事業所の所在地及び名称	京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地 安田産業株式会社
取扱廃棄物の種別	ごみ
業務の種別	収集、運搬
営業の区域	亀岡市
許可期間	令和元年7月1日から令和3年6月30日
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、法という)及び亀岡市循環型社会推進条例(以下、条例という)その他関係法令を厳守すること。 2 廃棄物の収集運搬にあたっては清潔を旨とし、衛生的に処理するとともに、亀岡市域外の一般廃棄物又は産業廃棄物を混入させないこと。 3 その他市長の指示(法に基づく、報告徴収及び立入検査を含む)に従うこと。 上記に違反した場合、並びに、法に規定する施設及び能力が許可基準に適合しなくなった場合、欠格要件に該当した場合、又は、不正の手段によりこの許可を受けた場合は、事業の全部又は一部の停止、あるいは、許可を取り消すことがある。